

I. 土 地、気 象

1. 市町村廃置分合改称等の沿革

(昭和29年7月以降)

施行年月日	沿 革	施行年月日	沿 革
29. 7. 6	千葉県幕張町を廃し、その区域を千葉市へ編入	29. 12. 1	印旛郡木下町、大森町、船穂村、永治村(一部)を廃し、その区域をもつて新に印西町を置く
29. 7. 17	匝瑳郡野田村、栄村を廃し、その区域をもつて新に野栄町を置く	29. 12. 1	印旛郡永治村、平場、谷田、清戸、十余一を同郡白井村に編入
29. 8. 1	千葉市実籾、安生津、天戸、長作、馬加の一部(旧幕張)を津田沼町に編入	29. 12. 1	山武郡大網町、増穂村、白里村を廃し、その区域をもつて新に大網白里町を置く
29. 8. 1	千葉県津田沼町を廃し、その区域をもつて新に習志野市制施行	29. 12. 1	夷隅郡古沢村、長生郡太東村を廃し、その区域をもつて新に夷隅郡太東町を置く
29. 8. 1	香取郡府馬町、八都村、山倉村を廃し、その区域をもつて新に山田町を置く	30. 1. 1	山武郡陸岡村、日向村を廃し、その区域をもつて新に山武町を置く
29. 8. 1	安房郡千才村を廃しその区域を同郡千倉町に編入	30. 2. 1	山武郡大平村、松尾町及び豊岡村を廃し、その区域をもつて新に松尾町を置く
29. 8. 28	習志野市、天戸、長作の一部を千葉市に編入	30. 2. 11	長生郡序南町、東村、西村及び豊栄村を廃し、その区域をもつて新に長南町を置く
29. 9. 1	東葛飾郡柏町、土村、田中村、小金町を廃し、その区域をもつて新に東葛飾市制施行	30. 2. 11	香取郡新島村、津宮村及び大倉村を廃し、その区域を佐原市に編入
29. 9. 1	印旛郡阿蘇村を廃し、その区域を千葉郡八千代町に編入	30. 2. 11	安房郡天津町及び小湊町を廃し、その区域をもつて新に天津小湊町を置く
29. 10. 1	山武郡成東町、大富村、南郷村を廃し、その区域をもつて新に成東町を置く	30. 2. 11	君津郡金田村を廃し、その区域を木更津市に編入
29. 10. 1	君津郡久留里町、亀山村、松丘村を廃し、その区域をもつて新に上総町を置く	30. 2. 11	香取郡滑河町、小御門村及び高岡村を廃し、その区域をもつて新に滑河町を置く
29. 10. 5	夷隅郡大多喜町、上瀑村、総元村、西畑村、老川村を廃し、その区域をもつて新に大多喜町を置く	30. 2. 11	長生郡白潟町、関村及び南白亀村を廃し、その区域をもつて新に白子町を置く
29. 10. 15	東葛飾郡旧小金の内小字八丁、五丁歩、東山、下り松、向山、和津橋、大勝院、根木内台、浅間下を除く区域を松戸市へ編入	30. 2. 11	君津郡平岡村及び中川村を廃し、その区域をもつて新に平川町を置く
29. 11. 1	印旛郡八街町、川上村を廃し、その区域をもつて新に八街町を置く	30. 2. 11	香取郡豊里村を廃し、その区域を銚子市に編入
29. 11. 1	山武郡日向村大木の一部を印旛郡八街町へ編入	30. 2. 11	市原郡市東村及び湿津村を廃し、その区域をもつて新に市津村を置く
29. 11. 1	佐倉市下志津原の一部を印旛千代田町へ編入	30. 2. 11	夷隅郡勝浦町、興津町、上野村及び総野村を廃しその区域をもつて新に勝浦町を置く
29. 11. 1	東葛飾郡富勢村根戸の一部、布施の一部、根戸新田の一部、呼塚新田の一部、弁天下、宿連寺、松ヶ崎新田、柏堀之内新田の区域を東葛飾市へ、それ以外の区域を同郡我孫子町へ編入	30. 2. 11	香取郡良文村を廃し、その区域を小見川町へ編入
29. 11. 3	市原郡五井町、東海村を廃し、その区域をもつて新に五井町を置く	30. 2. 11	安房郡平群村、岩井町を廃し、その区域をもつて新に富山町を置く
29. 11. 3	君津郡鎌足村を廃し、その区域を木更津市へ編入	30. 2. 11	千葉県生浜町、椎名村、谷田村を廃し、その区域を千葉市に編入
29. 11. 15	東葛飾市を柏市と改称	30. 2. 11	旭市大字イ、字椎柴野を銚子市に編入
29. 11. 15	市原郡牛久町、鶴舞町、戸田村、内田村、平三村を廃し、その区域をもつて新に南総町を置く	30. 3. 1	君津郡中郷村を廃し、その区域を木更津市に編入